

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル

株式会社アスモ

代表取締役社長 長 井 尊

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS会議室 3-M
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asmol.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半では非常に緩やかな回復基調でありました。

世界情勢としては、朝鮮半島非核化への端緒を開き、北東アジアに大きな変化が期待される歴史的な米朝首脳会談が開催される一方で、米国による高関税政策の発動に始まる中国、EU、カナダ等を巻き込んだ高関税政策の応酬があり、2月末迄を予定していた米中間協議は長期化しました。この異例な対外政策がもたらす世界貿易縮小の影響もあり、英国の紆余曲折を経たEU離脱日の大幅延期、野党の発言力が増した米国議会の動向など、先行きは正に予断を許さない状況となりました。

連結会計年度後半の日本では各種政府統計の虚偽も発覚し、以上のような世界情勢の影響も受け、製造業を中心に景気回復の鈍化もみられました。

このような状況の下、フード業界におきましては、食の安全性を確保するため、特に現場の衛生面に重点を置き、食材の選定、調理、盛り付けなど、お客様に十分ご満足いただけるよう常に徹底したサービスの提供を心掛け、日常生活に欠くことのできない食の供給会社として、お客様のことを常に考え、日々成長し続けてまいりました。

介護業界におきましては、高齢化率が年々上昇し、介護サービスの需要が益々高まりつつあります。介護職員については、有効求人倍率が高い数値で推移し続け、人材の確保が困難な状況が継続しております。そうした状況において、介護報酬の改定による影響がある中、お客様の利便性等を追求することでシェアの拡大を図ってまいりました。

当社グループでは、各事業のストロングポイントを的確に見極めた上でシナジー効果を最大限に発揮していくこと、また、国内だけにとどまらず海外にも積極的に進出し、人口減少時代を迎える日本において多角的な収益構造を構築し安定した成長を目指すことを目標としております。

当期においても各事業の強みを確実に伸ばすことで、全体として売上高・経常利益共に伸ばすことが出来ました。

当連結会計年度の業績は、売上高19,574百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益1,120百万円（前年同期比4.5%増）、経常利益1,137百万円（前年同期比7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、681百万円（前年同期比9.2%増）となりました。

売上高の増加は、主に介護事業及び食肉販売事業での売上が増加したことによるものであります。経常利益の増加は、売上の増加に加え、食肉販売事業及び給食事業における採算改善、為替などの営業外収支の改善等によります。売上高営業利益率は前連結会計年度より0.2ポイント良化の5.7%となりました。

今後におきましても、売上高の増加、売上高営業利益率の更なる改善に加え、グループの目標通り東南アジアを含む様々な国や地域に進出し、事業を成長させることに邁進してまいります。

主な事業別の状況は次のとおりであります。

セグメント名称 (セグメントに該当する会社)		主要な事業の内容
アスモ事業 (株式会社アスモ)		グループ各社の統制・管理、不動産賃貸
アスモトレーディング事業 (株式会社アスモトレーディング)		食肉の輸出入、食肉および食肉加工品の販売
アスモフードサービス事業 (株式会社アスモフードサービス) (株式会社アスモフードサービス首都圏) (株式会社アスモフードサービス東日本) (株式会社アスモフードサービス中日本) (株式会社アスモフードサービス西日本)		高齢者介護施設等における給食の提供
アスモ介護サービス事業 (株式会社アスモ介護サービス) (株式会社アスマライフサービス)		訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営
ASMO CATERING (HK) 事業 (ASMO CATERING (HK)., COMPANY LIMITED)		香港における外食店舗の運営
その他	(サーバントラスト信託株式会社)	管理型信託商品の販売
	(アスモ少額短期保険株式会社)	少額短期保険商品の販売
	(ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED)	台湾における外食店舗の運営

イ. アスモトレーディング事業

アスモトレーディング事業におきましては、従来から最重点販売しております収益力の高い高品質メキシコ産チルド牛肉の安定した販売が続いております。

夏から秋にかけての自然災害として大阪北部地震や台風21号の影響を受けたため、特に9月においては商品出荷ができなくなる等の影響により売上が大きく落ち込むこととなりましたが、年末商戦における販売増加により落ち込みが回復するに至りました。

また、第4四半期においては需要が落ち込む時期ではありますが、環太平洋パートナーシップ協定の効果でメキシコ産牛肉の関税がさらに低くなったことから、販売価格においてお客様への還元を行い、販売数量の確保に努めました。通販事業においても魅力ある商品の提案と販売先の増大により徐々に売上を伸ばしてきており、銘柄牛を使用したギフト用商品においては年末の需要期を過ぎても予想を上回る発注をいただき、大きな成果を上げること

ができました。

今後の販売拡大における課題としては、新たな加工工場を開拓して増産に耐えうる生産ラインの確保が重要となりますので、取り組んでまいります。

物流面では、夏から秋にかけて頻発した自然災害による影響が未だに残っており、さらに働き方改革の影響として物流の制約が多くなったことに伴う輸送費・保管料等の料金高騰により、当連結会計年度においては物流経費が増加することとなりました。この傾向は今後も継続されるものと思われま

す。以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,247百万円（前年同期比4.7%増）、セグメント利益（営業利益）は、63百万円（前年同期比33.5%増）となりました。

今後は物流における問題の解決を図り、加工商品の安定した生産ができるよう加工工場の開拓を実施して安定的な商品の供給を行い、価格を含めた商品の優位性をアピールして顧客満足の拡充を追求してまいります。

ロ. アスモフードサービス事業

アスモフードサービス事業におきましては、前連結会計年度に行った収益向上のための不採算受託施設の契約解除や、収益を見込める新規施設の受託により、当連結会計年度は利益率が改善し、堅調に推移いたしました。

また、ますます高齢化が進む中、介護食に対する需要も高まっているため、従業員に介護食（ソフト食・ゼリー食等）の研修・講習会を強化し、より一層の技術向上に努めており、嚥下困難な方でもお食事を楽しんで召し上がっていただけるよう取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、7,315百万円（前年同期比3.2%減）、セグメント利益（営業利益）は、527百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

今後もお客様の立場に立って、常に安全・安心でおいしく、お客様のニーズに合った食事提供を心掛けるとともに、日々の健康管理にも寄与できるよう努めてまいります。

ハ. アスモ介護サービス事業

アスモ介護サービス事業におきましては、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所及び有料老人ホーム運営事業を営んでおり、当連結会計年度につきま

しては、4月の介護保険法の改正による報酬見直しの下、介護報酬が大きく伸びせない中、恒常的な人手不足に伴う人件費の上昇など、足元・先行きとも非常に厳しい状況で推移しております。

また、効率化を図り8月をもって真駒内訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を廃止いたしました。

そのような状況の中、既存事業所のご利用者獲得と有料老人ホームの営業強化を行った結果、有料老人ホームの入居者数を大きく伸ばすことができました。

これにより、当連結会計年度末現在、訪問介護事業所36事業所（前連結会計年度末は37事業所）、居宅介護支援事業所12事業所（前連結会計年度末は13事業所）となり、支援させていただいておりますご契約者様は、2,017名（前連結会計年度末は2,019名）となりました。また、有料老人ホーム6施設（前連結会計年度末は6施設）、ご入居者様数は333名（前連結会計年度末は294名）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、6,126百万円（前年同期比5.3%増）、セグメント利益（営業利益）は、695百万円（前年同期比3.5%減）と、増収減益となりました。

今後ともご利用者様の獲得に努めていくとともに、より良い人材の確保と定着を最重要課題として、介護サービスの質の向上を図ってまいります。

二. ASMO CATERING (HK) 事業

ASMO CATERING (HK) 事業におきましては、今後長期的に香港での事業を再構築することを念頭に、主に新規事業の開拓と不採算店舗の整理という課題に取り組んできた一年でした。

4月には今後の新たな当社の事業の柱とすべく、『和風食堂 とら蔵』元州店をオープンいたしました。同店はこれまで主戦場としてきた都心駅前大型モールへの出店ではなく、郊外の公団住宅地の中にある路面店立地であり、当社としては全く新たなマーケットです。

大型モールへの出店については、日本から新規参入する飲食店が相次ぎ、出店にあたっての競争が激化し優良物件が獲得できないということ、ようやく優良物件に出店できても常にテナントの入れ替えをしようとするデベロッパー側の意向により、延長契約ができず退店を余儀なくされるということが

相次ぎ、ここ数年の苦戦につながっております。

この状況を打開すべく、郊外の公団住宅地や中小型モールへの出店をターゲットにしたのが『和風食堂 とら蔵』で、「大衆和風食堂」をコンセプトに、らーめんを中心とした定食・お弁当・丼などを非常にリーズナブルな価格で販売しております。

同店は、麺・唐揚げ・とんかつ・和風デザートなど、当社の食品加工工場を最大限に活用しており、工場の稼働を上げることに大きく寄与しております。

12月には同タイプの啓田店及びウォーチェ店を立て続けにオープンし、3店舗ともに好調に推移しております。

また、これまで日系のスーパー・百貨店のみとの提携でしたが、香港ローカルスーパーチェーンの最大手であるPARKn SHOPとの新たな取り組みも始めました。当社のショップである『匠工房秀吉』を10月にTASTE東涌店へ、1月にTASTE又一城店へオープンいたしました。両店とも計画通りに推移しております。

一方で、8月には『今助』旺角店、10月には『匠工房秀吉』一田沙田店の退店を余儀なくされました。また、不採算店舗であった『坂樂屋』・『彩桜屋』AEONチyun湾店及び『彩』PIAGO徳福店をそれぞれ8月と11月に契約満期につき閉店し、赤字が続いていた『コスモスハウス』康怡店を契約期間終了前の9月に閉店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,205百万円（前年同期比1.4%減）、セグメント損失（営業損失）は、△57百万円（前年同期はセグメント損失△20百万円）と、減収減益となりました。

多くの新店舗開店と閉店があったため、初期投資と撤去費用や撤去期間内の家賃負担などが重なり、収益としては非常に苦戦いたしました。今後長期的に新たな戦略のもと収益改善へ向けて道筋を整えることができた一年でもありました。

ホ. その他の事業

a. サーバントラスト信託株式会社

その他セグメントに含めておりますサーバントラスト信託株式会社は、管理型信託事業を営んでおり、『終活信託』と称した法人・個人向けの金銭管理

信託（特定贈与信託、遺言代用信託を含む）及び不動産管理信託を主力とした高齢者及び葬儀社等の終活事業者向けに信託商品の販売を行っております。

超高齢化社会の到来により、高齢者の財産管理ニーズや資産承継ニーズが今以上に高まる中、今後更に『信託』の活用が高まっていくと予想されます。信託の特長である安心・確実な財産の保全をキーワードに高齢者のニーズを取り込み、本事業は今後も成長が期待できるものと考えております。

当連結会計年度におきましては、売上目標104百万円を掲げ、法人向け金銭管理信託、個人向け金銭管理信託及び不動産管理信託の新規設定報酬や高齢者福祉施設、葬儀社等の終活支援団体からの金銭管理信託、不動産管理信託を中心とした管理報酬により108百万円（前年同期比6.5%増）を達成いたしました。販管費におきましては、人件費等を中心に経費削減を行い前年同期比3.0%減の52百万円、営業利益は前年同期比17.4%増の55百万円の増収増益となりました。

引き続き、グループ会社とのシナジー及び高齢者支援団体等への営業活動を中心としたシニアマーケットの開拓により新規契約を獲得し、売上増加に努めてまいります。

b. アスモ少額短期保険株式会社

その他セグメントに含めておりますアスモ少額短期保険株式会社は、少額短期保険事業を展開しており、生命保険商品4種類（生命定期保険、入院保障付生命定期保険、無選択型生命保険、介護サポート総合保険）及び損害保険商品2種類（高齢者施設入居者家財保険、介護サポート総合保険）を販売しております。

生命保険商品は企業の従業員への福利厚生制度としての付保、保険比較サイトや紙媒体での広告等による通信販売で販売しております。また、損害保険商品「転ばぬ先の杖」（高齢者施設入居者家財保険）、及び「てんとうむし」（介護サポート総合保険）は有料老人ホーム等を代理店化し入居者にお勧めする方法、及び老人ホーム紹介会社が他社との差別化を目的として1年間サービスとして付保するスキームにて展開しております。

2018年7月に認知症の方が起こした賠償事故も補償される新特約を付加した「転ばぬ先の杖プラス」の販売を開始いたしました。この新プランが有料老人ホーム事業者、入居者に高い評価をいただき、今年度の新規契約件数

は1,075件にのぼっております。

当連結会計年度におきましては、のれんの償却を除く営業利益は31百万円となり対計画（18百万円）比171.6%を達成することができました。これは保険の引受が健全に行われ、保険金支払が想定（115百万円）より低く収束（97百万円）したことが大きく寄与しております。

引き続き当社独自商品による新規マーケット開発に力を入れ、グループ会社とのシナジー及びシニアマーケットの開拓により、健全な保険事業を行いつつ、新規契約を獲得し収入保険料増加に努めてまいります。

c. ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED

その他セグメントに含めておりますASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITEDは、台北市郊外にある天母そごう店内の『日本料理 今助』と、台北市中心地にある復興そごう店内のフードコートショップ『彩井屋』の2店舗体制にて事業展開をしておりました。

10月以降、台北市内に新たに大型商業施設が増え、それまで採算を維持していた2店舗においても毎月赤字に陥り、加えて2019年2月末の契約更新時での家賃値上げの打診があり、採算をとることは難しいと判断し、一旦両店舗ともに閉店し、今後の状況を注視しつつ再チャレンジの機会を窺うことにいたしました。

以上の結果、その他の事業における当連結会計年度の売上高は、675百万円（前年同期比3.8%減）、セグメント利益（営業利益）は、58百万円（前年同期比19.6%増）と、減収増益となりました。

(事業部門別売上高)

部 門	金 額(千円)	構 成 比(%)	前連結会計年度比(%)
ア ス モ 事 業	4,752	0.0	100.0
アスモトレーディング事業	3,247,697	16.6	104.7
アスモフードサービス事業	7,315,368	37.3	96.8
アスモ介護サービス事業	6,126,673	31.3	105.3
ASMO CATERING (HK) 事業	2,205,487	11.3	98.6
そ の 他	675,008	3.5	96.2
合 計	19,574,988	100.0	100.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は195百万円であります。その主なものは、ASMO CATERING (HK) 事業のASMO CATERING(HK) COMPANY LIMITEDにおける新規出店に伴う設備投資や既存店舗のリノベーション費用185百万円及び、(株)アスモにおけるリース車両の取得6百万円、(株)アスモ介護サービスにおけるソフトウェアの取得2百万円です。その他特筆すべき設備投資は行っておりません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 41 期 2016年 3 月期	第 42 期 2017年 3 月期	第 43 期 2018年 3 月期	第 44 期 2019年 3 月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	18,151,621	18,303,713	19,418,739	19,574,988
経常利益 (千円)	816,589	926,604	1,059,491	1,137,161
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	613,017	595,030	623,893	681,357
1 株当たり当期純利益 (円)	43.72	42.44	44.50	48.60
総資産 (千円)	6,050,981	6,638,855	7,623,600	8,348,134
純資産 (千円)	4,135,935	4,609,347	5,037,974	5,583,936
1 株当たり純資産額 (円)	285.81	319.78	351.68	392.15

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第41期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 41 期 2016年 3 月期	第 42 期 2017年 3 月期	第 43 期 2018年 3 月期	第 44 期 2019年 3 月期 (当事業年度)
売上高又は営業収益 (千円)	205,100	354,839	514,812	504,752
経常利益 (千円)	31,951	215,864	311,534	354,754
当期純利益 (千円)	181,664	320,645	387,849	406,865
1 株当たり当期純利益 (円)	12.96	22.87	27.66	29.02
総資産 (千円)	2,637,662	2,843,927	3,054,475	3,448,297
純資産 (千円)	2,567,462	2,747,900	2,995,531	3,262,189
1 株当たり純資産額 (円)	183.12	195.99	213.65	232.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した

- 株式数)により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い第41期事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社Persons Bridgeで、同社は当社の株式8,200千株（議決権比率58.5%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アスマトレディング	10百万円	100.0%	食肉の輸出入、食肉および食肉加工品の販売
株式会社アスマフードサービス	10百万円	100.0%	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス首都圏	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス東日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス中日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス西日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマ介護サービス	10百万円	100.0%	訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営
株式会社アスマライフサービス	10百万円	100.0% (100.0%)	有料老人ホームの運営
サーバントラスト信託株式会社	100百万円	99.3%	信託事業
アスマ少額短期保険株式会社	85百万円	99.0%	少額短期保険事業
ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED	8百万香港ドル	78.5%	香港における外食店舗の運営
ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED	5百万台湾ドル	78.5% (78.5%)	台湾における外食店舗の運営

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の12社であり、持分法適用会社はありません。

2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、引き続き厳しいものと予測されます。中長期的な経営戦略の達成に向けて対処すべき課題は、下記のとおりと認識しております。

① 収益モデルの構築・維持

アスマフードサービス事業におきましては、収益力向上及び人手不足の解消等の目的の為、不採算受託施設の契約解除により事業所数が減少致しましたが、収益を見込める新規受託施設の獲得により利益率が改善し堅調に推移しておりますので、安定的に収益確保ができる収益モデルを構築しつつ、今後、売上げ規模の回復を目指すよう取り組んでまいります。

アスマ介護事業におきましては、介護保険法の改正による報酬見直しの下、介護報酬が大きく伸ばせない恒常的な人手不足に伴う人件費の上昇などの課題がありますが、新規ご利用者の獲得や新たな雇用体系を創出することにより、人手不足を解消し介護サービスの質の向上を図り、安定的に収益を確保できる収益モデルを構築しつつ、当該モデルが永続的に維持できるよう取り組んでまいります。

② 内部統制システムの確立

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の導入に伴い、当社グループといたしましても取り組みを強化してまいりましたが、今後も引き続き、経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織にすべく、内部統制システムの充実、強化に向け取り組んでまいります。

③ 収益力の強化

当社グループの既存事業において、競業他社と差別化を図り、安定的に収益を確保することは容易ではなく最大の課題であると認識しております。

アスマトレーディング事業におきましては、原料（牛肉・豚肉等）販売の総販売実績に対する割合は高く、そのため業績が市況の変動に大きく影響を受けると同時に、差別化を図ることも容易ではありません。こうした課題に対処するため、高利益および高付加価値商材を数多く取扱い、販売するとともに新たな事業の開拓にも注力し、多方面から収益を確保できるよう取り組んでまいります。

ASMO CATERING (HK) 事業におきましては、不採算店舗の業態転換及び、新店

舗のオープン等により収益力の強化を図っております。今後におきましては、メニューおよびサービスの品質向上、維持に努め、安定的に収益確保できるよう取り組んでまいります。

アスモフードサービス事業におきましては、高齢化が進む中、介護食に対する需要も高まっているため、将来性が見込める事業ではありますが、当社グループが培ってきた「食」に携わる企業としてノウハウを生かし、新たな付加価値を創出し、他社との差別化を図れるよう取り組んでまいります。

アスモ介護サービス事業におきましては、高齢化が進む中、将来性が見込める事業ではありますが、当社グループが培ってきたノウハウと各事業のストロングポイントを生かすとともに、信託事業や保険事業との連携から、新たな付加価値を創出し、他社との差別化を図れるよう取り組んでまいります。

上記のとおり、ASMO CATERING (HK) 事業のより効率的な密度の高い運営・管理を行い、アスモトレーディング事業、アスモフードサービス事業における収益拡大を目指し、また、アスモ介護サービス事業においては、今後より安定的に収益確保できる事業へと育成させることで、収益力の強化を図ってまいります。

④ 次代を担う人材育成

激変する経済環境の中で、当社グループといたしましても次代を担う経営者あるいは管理者たる人材の育成が急務であります。社内外を問わない効率的な人材配置および抜本的な人事処遇制度の改革により、社内の活性化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループ(当社および当社の関係会社)は、当社(株式会社アスモ)および連結子会社12社により構成されており、食肉の輸出入、食肉および食肉加工品販売をはじめ、主に高齢者福祉施設における給食の提供、介護福祉施設の訪問介護、海外における外食店舗の経営、財産等の管理および有料老人ホーム等入居一時金の保全を行う信託事業、介護事業等と相乗効果が期待できる少額短期保険事業を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① アスモ事業

グループ各社の統制・管理を行うとともに、不動産の賃貸を行っております。

② アスモトレーディング事業

当社グループのアスモトレーディング事業は、牛肉、牛内臓肉、豚肉および加工品等を国内外から幅広く調達し、販売を行っております。

③ アスモフードサービス事業

当社グループのアスモフードサービス事業は、258施設(労務委託等の部分委託を含む)において、利用者の方々に給食を提供しております。(2019年3月末日現在)

④ アスモ介護サービス事業

当社グループのアスモ介護サービス事業は、訪問介護事業所・居宅介護支援事業所の運営事業および有料老人ホームの建設、企画、施設運営事業を行っております。

⑤ ASMO CATERING (HK) 事業

当社グループのASMO CATERING (HK) 事業は、子会社であるASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITEDが、香港にて外食店舗の運営を行っております。

⑥ その他

サーバントラスト信託株式会社において信託事業を行うとともに、アスモ少額短期保険株式会社において少額短期保険事業を行っております。さらに、ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITEDの100%子会社としてASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITEDが、台湾にて外食店舗の運営を行っております。

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社	本社	東京都新宿区
② 子会社	株式会社アスモトレーディング	大阪市北区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス	東京都新宿区 (本社)
	首都圏	
	株式会社アスモフードサービス	札幌市中央区 (本社)
	東日本	
	株式会社アスモフードサービス	東京都新宿区 (本社)
	中日本	
	株式会社アスモフードサービス	大阪市北区 (本社)
	西日本	
	株式会社アスモ介護サービス	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスマライフサービス	東京都新宿区 (本社)
	サーバントラスト信託株式会社	大阪市西区 (本社)
	アスモ少額短期保険株式会社	東京都渋谷区 (本社)
	ASMO CATERING (HK)	
	COMPANY LIMITED	香港
	ASMO CATERING (TAIWAN)	
	COMPANY LIMITED	台湾

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アスモ事業	17 (-)	1名減 (-名)
アスモトレーディング事業	15 (1)	3名減 (1名増)
アスモフードサービス事業	504 (461)	44名減 (16名増)
アスモ介護サービス事業	782 (220)	8名減 (4名増)
ASMO CATERING (HK) 事業	169 (23)	1名増 (7名減)
その他	12 (10)	12名減 (1名増)
合計	1,499 (715)	67名減 (15名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 (-) 名	1名減 (-名)	44.3歳	3.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,145,175株
- ③ 株主数 2,893名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Persons Bridge	8,200千株	58.48%
株式会社ベストライフ	1,528	10.90
長 井 博 實	1,084	7.74
福 山 良 二	177	1.26
上田八木短資株式会社	53	0.38
松 尾 良 夫	50	0.36
牛 丸 和 之	40	0.29
楽天証券株式会社	39	0.28
石 原 幸 久	38	0.27
多 田 勉	37	0.27

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を1,124,420株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま
す。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 井 尊	株式会社アスモフードサービス 代表取締役社長
取 締 役	奥 田 宏	株式会社アスモレーディング 代表取締役社長
取 締 役	長 井 力	株式会社ベストライフ 代表取締役社長 株式会社ベストライフホールディングス 代表取締役社長
取 締 役	北 嶋 准	
常 勤 監 査 役	宮 寺 孝 夫	宮寺公認会計士・不動産鑑定士事務所 所長
監 査 役	福 田 徹	株式会社福田総合研究所 代表取締役社長
監 査 役	肥 後 達 男	肥後達男税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役北嶋准氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役福田徹氏および監査役肥後達男氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役宮寺孝夫氏は、公認会計士の資格を有しており、また監査役肥後達男氏は、税理士の資格を有しており、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役北嶋准氏および監査役肥後達男氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	88,800千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,800千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	99,600千円 (8,400千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度の末日現在における人員は、取締役4名、監査役3名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役福田徹氏は、株式会社福田総合研究所代表取締役社長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役肥後達男氏は、肥後達男税理士事務所所長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外役員の取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	北 嶋 准	当事業年度在任中に開催された取締役会の12回全てに出席し、豊富な経験と高い見識をもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	福 田 徹	当事業年度在任中に開催された取締役会11回、監査役会11回に出席し、上場コンサルティングにおける内部統制制度・コーポレートガバナンス体制の構築、上場企業を中心に多数の会社に対してのIRコンサルティング等の実践を通じての知識・経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	肥 後 達 男	当事業年度在任中に開催された取締役会の12回全て、監査役会の12回全てに出席し、税理士としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

R S M清和監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ASMO CATERING (HK) ., COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査法人以外の現地会計事務所による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人が法令、定款および健全な社会規範に適合した行動をとるための規準である「コンプライアンス倫理綱領」を定める。
 - ロ. 「コンプライアンス倫理綱領」に定める行動規範、行動基準を周知・徹底させ、企業倫理の確立および法令遵守の徹底を図る。
 - ハ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、委員会の支援組織として、実務部会を設置し、抽出・検出・報告を受けたコンプライアンス上の問題や課題について、対応計画の策定や対処方法などを実務的に協議・検討する。
 - ニ. 取締役会メンバーで構成するコンプライアンス委員会は、実務部会から要請を受けたコンプライアンス上の重要な問題や課題を審議し、決定する。
 - ホ. 社長は、必要に応じて、組織全体に対し、内容の伝達を行い、周知徹底させる。
 - ヘ. 社長直轄の内部監査室が、内部監査を通して社内業務全般のコンプライアンス状況を監視するとともに、社内通報制度を機能させ、コンプライアンス上疑義ある行為の早期発見と防止に努める。
 - ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、これらの反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部の専門機関とも連携し、毅然とした体制で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書、または電磁的媒体を適切に保存・管理し、必要に応じて、関係者が文書等を閲覧することができる体制を整備する。
 - ロ. 内部監査室が取締役会議事録等の重要な書類の管理状況について、内部監査を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を定め、各部門毎に管理すべきリスクをカテゴリー別に明確にする。
 - ロ. 管理本部本部長を全社のリスク統括責任者とし、人事総務課において全社・全部門のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ハ. 内部監査室が各部門毎のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を必要に応じて、社長、取締役会、社長を委員長とするリスク管理委員会および監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項の意思決定を機動的に行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
 - ロ. 各取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続に従って遂行されるような体制を整備する。
 - ハ. 部門長で構成する経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲で機動的な職務意思決定を行う。
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、当社にグループ会社全体の内部統制担当部署を設けるとともに、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ロ. 当社取締役およびグループ会社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ハ. 当社の内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、子会社の社長および監査役会に報告し、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

- ニ. グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、当社取締役およびグループ会社社長が出席し、原則、毎月1回開催するグループ経営会議において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
- ホ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、「リスク管理規程」に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築する。
- ヘ. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、「関係会社管理規程」に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行う。
- ト. グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制は、当社の「コンプライアンス倫理綱領」によりグループ全体のコンプライアンス体制を構築する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応のため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等を把握し、記録を通して、評価、維持、改善を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役会が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、関係部門から補助すべき使用人を指名する。
- ロ. 監査役会が指定する期間中における補助使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役会の事前承認を得なければならない。指名された使用人の指揮命令権は、監査役会に移譲されるものとする。
- ハ. 補助使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ニ. 補助使用人は、監査役を補助する職務に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報情報等を適宜に報告する。

ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書類等、職務遂行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて、いつでも取締役および使用人に説明を求めることができる。

ハ. 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 内部監査室は監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に監査役会へ報告し、監査役と緊密に連携する。

ロ. 監査役会は、必要に応じて、社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ経営上の課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換し、相互の意思疎通を図る。

ハ. 監査役は、必要に応じて、子会社の調査を行うことができるものとする。取締役および使用人は、これに必要な協力を行う。

ニ. 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理本部及び内部監査室が中心となり、当社および

グループ会社に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社およびグループ会社全体を統括、推進させています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、事業拡大と経営体質強化のための内部留保資金を確保しつつ、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に検討し、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり10円とし、次期の配当につきましては、通期で10円の配当を予定しております。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、成長機会獲得のため投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,879,108	流 動 負 債	2,523,853
現金及び預金	4,295,834	支払手形及び買掛金	609,680
受取手形及び売掛金	2,036,706	リ ー ス 債 務	19,576
商 品	258,892	未 払 金	664,361
貯 蔵 品	11,865	未 払 法 人 税 等	235,650
そ の 他	366,485	賞 与 引 当 金	204,637
貸 倒 引 当 金	△90,675	そ の 他	789,948
固 定 資 産	1,469,026	固 定 負 債	240,344
有 形 固 定 資 産	250,941	リ ー ス 債 務	38,270
建物及び構築物	176,155	退職給付に係る負債	202,073
機械装置及び運搬具	0	負 債 合 計	2,764,197
工具、器具及び備品	43,751	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	29,298	株 主 資 本	5,381,186
建設仮勘定	1,735	資 本 金	2,323,272
無 形 固 定 資 産	30,642	利 益 剰 余 金	3,100,373
リ ー ス 資 産	23,836	自 己 株 式	△42,459
そ の 他	6,805	その他の包括利益累計額	117,039
投資その他の資産	1,187,442	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△136
投資有価証券	10,043	為 替 換 算 調 整 勘 定	111,716
長期貸付金	346,789	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,459
差入保証金	668,675	非 支 配 株 主 持 分	85,710
繰延税金資産	126,264		
そ の 他	355,909	純 資 産 合 計	5,583,936
貸 倒 引 当 金	△320,238		
資 産 合 計	8,348,134	負 債 純 資 産 合 計	8,348,134

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,574,988
売上原価		14,926,017
売上総利益		4,648,971
販売費及び一般管理費		3,528,251
営業利益		1,120,720
営業外収益		
受取利息	6,990	
物品賃貸料収入	6,042	
助成金収入	9,534	
その他	4,681	27,248
営業外費用		
支払利息	1,432	
貸倒引当金繰入額	9,185	
その他	188	10,807
経常利益		1,137,161
特別利益		
固定資産売却益	35	35
特別損失		
固定資産売却損	5,554	
固定資産除却損	14,179	
減損損失	7,175	
店舗解約違約金	8,467	
その他	276	35,653
税金等調整前当期純利益		1,101,543
法人税、住民税及び事業税	449,298	
法人税等調整額	△2,953	446,344
当期純利益		655,199
非支配株主に帰属する当期純損失		26,158
親会社株主に帰属する当期純利益		681,357

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日 期首残高	2,323,272	2,559,223	△42,459	4,840,036
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△140,207		△140,207
親会社株主に帰属する当期純利益		681,357		681,357
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	541,149	△0	541,149
2019年3月31日 残高	2,323,272	3,100,373	△42,459	5,381,186

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持	純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 関 する 保 険 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日 期首残高	△16	94,892	△4,139	90,736	107,200	5,037,974
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△140,207
親会社株主に帰属する当期純利益						681,357
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△120	16,824	9,599	26,303	△21,490	4,812
連結会計年度中の変動額合計	△120	16,824	9,599	26,303	△21,490	545,962
2019年3月31日 残高	△136	111,716	5,459	117,039	85,710	5,583,936

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	12社
連結子会社の名称	株式会社アスマトレディング 株式会社アスマフードサービス 株式会社アスマフードサービス首都圏 株式会社アスマフードサービス東日本 株式会社アスマフードサービス中日本 株式会社アスマフードサービス西日本 株式会社アスマ介護サービス 株式会社アスマライフサービス サーバンストラスト信託株式会社 アスマ少額短期保険株式会社 ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED

② 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称	株式会社ぱすと ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD. ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED
-----------	--

連結の範囲から除いた理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、ならびに ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社のうち、主要な会社等の名称
株式会社ぱすと

ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.

ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社について持分法を適用しない理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、ならびに ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITEDは、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a. 商品

国内連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は移動平均法による低価法を採用しております。

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、建物は定額法、その他有形固定資産については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

機械装置及び運搬具 2年

工具、器具及び備品 4～10年

また、在外連結子会社については、重要な有形固定資産について、建物の賃貸借契約期間による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で翌連結会計年度より費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

b. ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建の商品代金の支払いについて、将来の取引市場での為替相場変動リスクを回避することを目的に行っております。原則として外貨建仕入契約の

残高の範囲内で為替予約取引を利用することとし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因毎に5年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金 70,011千円

上記の資産は、非連結子会社の借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 662,973千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,145千株	一千株	一千株	15,145千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,124千株	0千株	一千株	1,124千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによる端数株式(0.6株)の買取りであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	140,207千円	10円	2018年3月31日	2018年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	140,207千円	10円	2019年3月31日	2019年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金を原則として自己資金で賄う方針ですが、一部を金融機関より長期借入金で調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物予約取引で、リスク管理を効率的に行うために導入しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部門との情報交換を密に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、金融機関との間で交わされた為替の優遇措置により、リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,295,834	4,295,834	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,036,706	2,036,706	—
資産計	6,332,540	6,332,540	—
(1) 支払手形及び買掛金	609,680	609,680	—
(2) 未払金	664,361	664,361	—
負債計	1,274,041	1,274,041	—
デリバティブ取引(※)	(136)	(136)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ

デリバティブ取引は全て為替先物予約取引であるため、ヘッジ会計を適用しております。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社株式	10,043

非連結子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

6. 資産除去債務に関する注記

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗の不動産賃貸借契約書に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 392円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円60銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,593,505	流 動 負 債	179,197
現金及び預金	2,052,550	未 払 金	21,257
貯 蔵 品	77	未 払 費 用	1,850
前 払 費 用	8,293	前 受 収 益	427
未 収 入 金	288,879	預 り 金	3,837
短 期 貸 付 金	218,707	賞 与 引 当 金	4,220
そ の 他	42,060	未 払 法 人 税 等	140,748
貸 倒 引 当 金	△17,063	リ ー ス 債 務	3,208
固 定 資 産	854,791	そ の 他	3,648
有 形 固 定 資 産	19,448	固 定 負 債	6,910
建 物	13,040	リ ー ス 債 務	6,910
工 具、器 具 及 び 備 品	630	負 債 合 計	186,108
リ ー ス 資 産	5,777	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	6,341	株 主 資 本	3,262,189
商 標 権	294	資 本 金	2,323,272
ソ フ ト ウ ェ ア	2,478	利 益 剰 余 金	981,376
リ ー ス 資 産	3,568	利 益 準 備 金	56,083
投 資 其 他 の 資 産	829,001	そ の 他 利 益 剰 余 金	925,293
関 係 会 社 株 式	343,920	繰 越 利 益 剰 余 金	925,293
長 期 貸 付 金	27,729	自 己 株 式	△42,459
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	724,772	純 資 産 合 計	3,262,189
破 産 更 生 債 権 等	55,136	負 債 純 資 産 合 計	3,448,297
繰 延 税 金 資 産	6,383		
差 入 保 証 金	87,913		
長 期 未 収 入 金	215,016		
貸 倒 引 当 金	△631,870		
資 産 合 計	3,448,297		

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	500,000	
その他の売上高	4,752	504,752
営 業 費 用		172,273
営 業 利 益		332,478
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,462	
貸倒引当金戻入益	3,979	
受 取 手 数 料	10	
そ の 他	978	22,430
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	154	154
経 常 利 益		354,754
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入額	25,000	25,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		379,754
法人税、住民税及び事業税		△27,707
法人税等調整額		596
当 期 純 利 益		406,865

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
		繰 越 利 益 剰 余 金					
2018年4月1日 期首残高	2,323,272	42,062	672,656	714,718	△42,459	2,995,531	2,995,531
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		14,020	△154,228	△140,207		△140,207	△140,207
当 期 純 利 益			406,865	406,865		406,865	406,865
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	—	14,020	252,637	266,658	△0	266,657	266,657
2019年3月31日 残高	2,323,272	56,083	925,293	981,376	△42,459	3,262,189	3,262,189

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、建物以外については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,953千円

(2) 偶発債務

金融機関等からの借入等に対し債務保証を行っております。

株式会社アスモトレーディング 13,602千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 549,396千円

② 短期金銭債務 15,788千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。

(2) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	748,540千円
② 営業取引以外の取引による取引高	17,462千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,124千株	0千株	－千株	1,124千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによる端数株式(0.6株)の買取りであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	148,784千円
貸倒引当金	198,768千円
その他	4,296千円

繰延税金資産小計 351,849千円

評価性引当額 △345,465千円

繰延税金資産合計 6,383千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 ー千円

繰延税金資産の純額 6,383千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	㈱アスモ トレー ディング	10	食肉の輸出入、 食肉及び食肉加 工品の販売	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注) 1	25,000	関係会社長期貸付金 (注) 2	250,000
						経営指導料 の受取 (営業費用控除) (注) 3	29,084	未 収 入 金	2,452
子 会 社	㈱アスモ フード サービス	10	高齢者介護施設 等における給食 の提供	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注) 1	60,000	短期貸付金	60,000
								関係会社長期貸付金	140,000
						経営指導料 の受取 (営業費用控除) (注) 3	124,583	未 収 入 金	11,235
						金利の受取 (注) 1	4,651	—	—
子 会 社	㈱アスモ フード サービス 東日本	10	高齢者介護施設 等における給食 の提供	(所有) 間接 100.0	役員の兼任	連結納税 個別帰属額	37,311	未 収 入 金	37,311

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	㈱アスモ 介護 サービス	10	訪問・居宅介護 事業所の運営 有料老人ホーム の運営	(所有) 直接 100.0	経 営 の 指 導 役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助	資金の回収 (注) 1	173,076	短期貸付金	158,707
								関係会社長期貸付金	235,733
						連結納税 個別帰属額	149,771	未収入金	149,771
						経営指導料 の受取 (営業費用控除) (注) 3	59,493	未収入金	5,061
						金利の受取 (注) 1	9,768	—	—
子 会 社	ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED	8百万 香港ドル	香港における飲 食店舗の運営	(所有) 直接 78.5	経 営 の 指 導 役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助	資金の回収 (注) 1	3,000	短期貸付金	—
								関係会社長期貸付金	80,800
						金利の受取 (注) 1	2,733	関係会社未収収益	22,922

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への貸付金に対し、合計250,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、貸付金利息は無利息としております。
3. 一般取引条件を参考にして決定しております。なお、経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案の上、各社と協議の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 232円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円02銭 |

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

株式会社アスモ
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岡 村 新 平 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスモの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

株式会社アスモ
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岡 村 新 平 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスモの2018年4月1日から2019年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月30日

株式会社アスモ

監査役会

常勤監査役 宮 寺 孝 夫 ㊟

社外監査役 福 田 徹 ㊟

社外監査役 肥 後 達 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

当社取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	なが い たける 長 井 尊 (1979年4月26日)	2003年8月 ㈱Persons Bridge代表取締役 2008年11月 ㈱Persons Bridgeが営む給食事業を吸収 分割し、当社にて承継したことにより、 当社取締役副社長就任 給食事業本部本 部長 2012年10月 当社代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アスモフードサービス 代表取締役社長	5,700株
2	おく だ ひろし 奥 田 宏 (1956年4月23日)	1985年9月 信和商事㈱（現㈱アスモ）入社 2009年10月 当社執行役員卸売営業部部长 2010年6月 当社取締役就任（現任） 卸売事業本部 本部長 （重要な兼職の状況） ㈱アスモトレーディング 代表取締役社長	- 株
3	なが い りき 長 井 力 (1971年8月16日)	2001年11月 ㈱ベストライフ取締役 2005年10月 ㈱ベストライフ取締役総務部長 2006年8月 ㈱ベストライフ代表取締役就任（現任） 2015年2月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ベストライフ 代表取締役社長 ㈱ベストライフホールディングス 代表取締役社長	- 株
4	きた じま じゅん 北 嶋 准 (1948年1月2日)	1970年4月 東急観光㈱(株)入社 千葉支店副支店長等を歴任 1994年4月 東急バス㈱企画開発部課長 2000年5月 東急リビングサービス㈱営業管理部部长 2010年4月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役就任 2012年12月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役退任 2015年2月 当社取締役就任（現任）	100株

- (注) 1. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフの代表取締役を兼務しており、同社は、2019年3月31日現在において当社の株式の10.90%を所有しております。
2. 当社の100%子会社である株式会社アスモフードサービス及びその子会社4社（株式会社アスモフードサービス首都圏、東日本、中日本、西日本）は、株式会社ベストライフの運営する有料老人ホームに給食を提供しております。株式会社ベストライフへの売上高が当該5社の売上高合計に占める割合は、2019年3月期において76.45%です。
3. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフホールディングスの代表取締役を兼務しております。当社と同社の間に取引関係はありません。
4. 取締役候補者 長井 尊氏、奥田 宏氏、北嶋 准氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者 北嶋 准氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の候補者でもあります。なお、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年4ヵ月となります。
6. 北嶋 准氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また、サービス業の豊富な経験と深い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。
7. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役員又は監査役に就任していたとき、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。
8. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者について、以下の事項への該当はありません。
- ① 当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く）であること。
 - ② 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役等としての報酬は除く）を受ける予定があること、又は過去2年間に受けていたこと。
 - ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - ④ 過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く）となったことがあること。
 - ⑤ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。
9. 当社の現行定款では、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。当社は北嶋 准氏との間で責任限定契約を締結しており同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- その契約の内容（概要）は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するというものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みや であ たか お 宮 寺 孝 夫 (1968年9月26日)	1992年4月 ㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行） 入行 1993年10月 ㈱国土評価研究所入社 2004年10月 中央青山監査法人入所 2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年9月 公認会計士登録 2013年4月 不動産鑑定士登録 2014年4月 宮寺公認会計士・不動産鑑定士事務所設立 所長（現任） 2015年6月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 宮寺公認会計士・不動産鑑定士事務所 所長	- 株
2	ふく だ とおる 福 田 徹 (1960年12月9日)	1984年4月 野村證券㈱入社 1986年1月 野村證券ロンドン現地法人 (Nomura International plc) 1990年12月 野村インベスター・リレーションズ㈱ 1999年4月 ソニー生命保険㈱ 2004年4月 関東学院大学経済学部 講師 2005年5月 ㈱福田総合研究所設立 代表取締役社長 (現任) 2006年4月 國學院大學 講師 2012年12月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱福田総合研究所 代表取締役社長	- 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	肥後達男 (1946年2月22日)	1964年4月 熊本国税局総務部総務課採用 1974年4月 東京国税局総務部総務課 1993年7月 江戸川税務署副署長 1996年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 1997年7月 国税庁長官官房総務課監督官室監督官 2002年7月 東京国税局課税第一部個人課税課長 2004年7月 新宿税務署長 2005年8月 税理士登録 肥後達男税理士事務所所長（現任） 2014年6月 当社監査役就任（現任） (重要な兼職の状況) 肥後達男税理士事務所 所長	200株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田 徹、肥後達男の両氏は、社外監査役候補者であります。また、肥後達男氏は、東京証券取引所の定める独立役員候補者でもあります。
3. 福田 徹氏は、上場コンサルティングにおける内部統制制度・コーポレート・ガバナンス体制の構築、上場企業を中心に多数の会社に対してのIRコンサルティング等の実践を通じての知識・経験を有しており、このことに基づく適切かつ適正な意見の提供を取締役会等において得られることを期待して、社外監査役候補者いたしました。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年6か月となります。
4. 肥後達男氏は、税理士の資格を有しており、税理士の専門的見地から豊富な経験と高い見識に基づく適切かつ適正な意見の提供を取締役会等において得られることを期待して、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社が知り得る限り、社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役員又は監査役に就任していた時、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。
6. 当社が知り得る限り、社外監査役候補者について、以下の事項への該当はありません。
- ① 当社の特定関係事業者の業務執行者であること。
 - ② 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役等としての報酬は除く。）を受ける予定があること、又は過去2年間に受けていたこと。
 - ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - ④ 過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
 - ⑤ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。
7. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、候補者福田 徹、肥後達男の両氏が社外監査役に選任された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約の内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するというものであります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

